

ふじみ野市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改正案				現行			
別表(第2条、第5条、第8条関係)				別表(第2条、第5条、第8条関係)			
項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
68	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定</p>	(略)	次に掲げる額を合計した額	68	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定</p>	(略)	次に掲げる額を合計した額
		一の建築物につき	11,000円。ただし、審査申出を併せて			一の建築物につき	11,000円。ただし、審査申出を併せて

	<p>める省令第13条第3項第2号の規定により誘導設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)及び次号イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	(略)	<p>行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>		<p>める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)、次号イ並びに次項第1号イ、第2号イ及び第3号イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	(略)	<p>行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
69	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の</p>	(略)	<p>次に掲げる額を合計した額</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	69	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の</p>	(略)	<p>次に掲げる額を合計した額</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

ふじみ野市手数料条例新旧対照表（第2条関係）

改正案				現行			
別表(第2条、第5条、第8条関係)				別表(第2条、第5条、第8条関係)			
項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
67	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>(平成27年法律第53号)第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合</p>			67	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>(平成27年法律第53号)第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合</p>		

(ア) 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び70の項において同じ。)が300平方メートル未満のもの	1件につき	11,000円	(ア) 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び70の項において同じ。)が300平方メートル未満のもの	1件につき	11,000円
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	19,000円	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	19,000円
イ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合	1件につき	アの手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の2分の1に相当する額	イ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合	1件につき	アの手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の2分の1に相当する額
(2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合(前号アに掲げる場合を除く。)			(2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合(前号アに掲げる場合を除く。)		
ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの			ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの		
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	267,000円	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	267,000円
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	334,000円	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	334,000円

	<p>方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>(3) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合(第1号イに掲げる場合を除く。)</p>	1件につき	102,000円		<p>方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>(3) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合(第1号イに掲げる場合を除く。)</p>	1件につき	102,000円	
		1件につき	130,000円			1件につき	130,000円	
		1件につき	前号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の2分の1に相当する額			1件につき	前号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の2分の1に相当する額	
68	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市</p>		次に掲げる額を合計した額		<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長</p>		次に掲げる額を合計した額	

長が別に定める書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅

一の建築物につき
5,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定により誘導設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)及び次号イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

一の建築物につき
11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

一の建築物につき
23,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項

が別に定める書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅

一の建築物につき
5,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定により誘導設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)及び次号イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

一の建築物につき
11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

一の建築物につき
23,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項

<p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>19,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(2) 前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準</p>		

<p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>19,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(2) 前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準</p>		

に適合するもの

ア 一戸建ての住宅について
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

一の建築物につき

40,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの

一の建築物につき

44,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

一の建築物につき

80,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各

に適合するもの

ア 一戸建ての住宅について
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

一の建築物につき

40,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの

一の建築物につき

44,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

一の建築物につき

80,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各

		号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	一の建築物につき	135,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの		
ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	一の建築物につき	20,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	一の建築物につき	22,000円。ただし、

		号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	一の建築物につき	135,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの		
ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	一の建築物につき	20,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	一の建築物につき	22,000円。ただし、

<p>方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>につき</p>	<p>審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>	<p>方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>につき</p>	<p>審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>			<p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>		
<p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>38,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>	<p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>38,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>66,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>	<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>66,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(4) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基</p>			<p>(4) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基</p>		

準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

一の建築物につき

267,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

一の建築物につき

334,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(5) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について

準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

一の建築物につき

267,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

一の建築物につき

334,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(5) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

一の建築物につき

102,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

一の建築物につき

130,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

一の建築物につき

前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

一の建築物につき

102,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

一の建築物につき

130,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

一の建築物につき

前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料

	(7) 前号に掲げる場合で新たに他の建築物が追加された場合	一の建築物につき	料の額を加算した額とする。 第1号から第5号までに掲げる手数料の額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。		(7) 前号に掲げる場合で新たに他の建築物が追加された場合	一の建築物につき	料の額を加算した額とする。 第1号から第5号までに掲げる手数料の額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項または41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
69	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</u> (1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合</u> ア 一戸建ての住宅 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げ	1件につき	次に掲げる額を合計した額 5,000円	69	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</u> (1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合</u> ア 一戸建ての住宅 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げ	1件につき	次に掲げる額を合計した額 5,000円

る区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。
(イ)、次号イ及び第3号イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの

1件につき

11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

1件につき

23,000円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

1件につき

11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

1件につき

19,000円

(2) 前号に掲げる場合以外で、

る区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。
(イ)、次号イ及び第3号イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの

1件につき

11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

1件につき

23,000円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

1件につき

11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

1件につき

19,000円

(2) 前号に掲げる場合以外で、

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 40,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 1件につき 44,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 80,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 1件につき 135,000円

(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 40,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 1件につき 44,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 80,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 1件につき 135,000円

(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準

に適合するもの				に適合するもの			
ア 一戸建ての住宅について				ア 一戸建ての住宅について			
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額				次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額			
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	20,000円		(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	20,000円	
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	22,000円		(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	22,000円	
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額				イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額			
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	38,000円		(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	38,000円	
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	66,000円		(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	66,000円	
(4) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額				(4) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額			

	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	267,000円		ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	267,000円
	イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	334,000円		イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	334,000円
	(5) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額				(5) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	102,000円		ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	102,000円
	イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	130,000円		イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	130,000円
70	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u> (平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査			70	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> (平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査		
	(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第34				(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第34条		

<p>条第3号に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p>				<p>第3号に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p>			
<p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	1件につき	5,500円		<p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	1件につき	5,500円	
<p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	1件につき	9,500円		<p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	1件につき	9,500円	
<p>(2) 前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</p>				<p>(2) 前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</p>			
<p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	1件につき	133,500円		<p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	1件につき	133,500円	
<p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	1件につき	167,000円		<p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	1件につき	167,000円	
<p>(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項</p>				<p>(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項</p>			

第1号口に定める基準に適合するもの			第1号口に定める基準に適合するもの		
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	51,000円	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	51,000円
イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	65,000円	イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	65,000円